

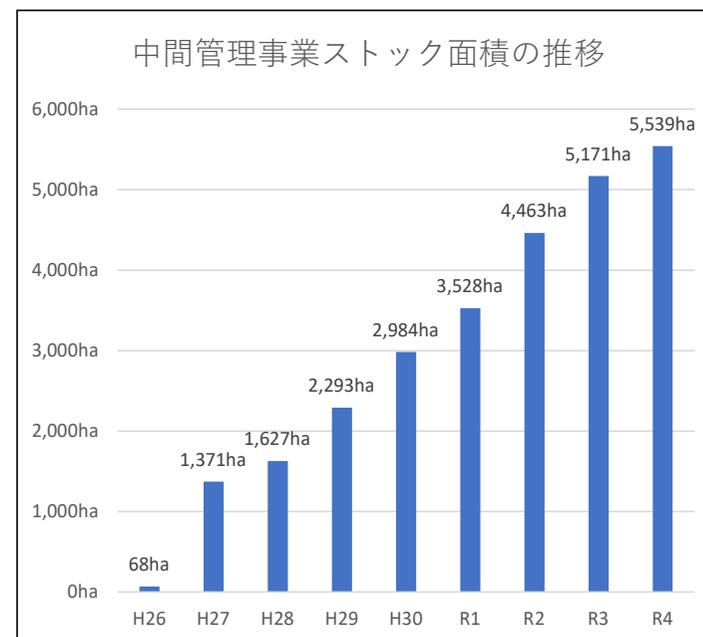
中間管理事業における手数料徴収の方針

令和6年3月

公益社団法人 佐賀県農業公社

1.佐賀県における中間管理事業について

- 公益社団法人佐賀県農業公社（以下「当公社」という）では、平成26年4月に県から農地中間管理機構（以下「機構」という）の指定を受け農地中間管理事業に取り組んできた
- 農地中間管理事業は、機構が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家や農業法人へ貸し付ける制度である
- 機構の取扱い面積については、事業開始後年々着実に増加し、令和4年度末で、借入のストック面積で約5,500ha、年間賃料771百万円となっている



2.中間管理事業における手数料徴収の背景について

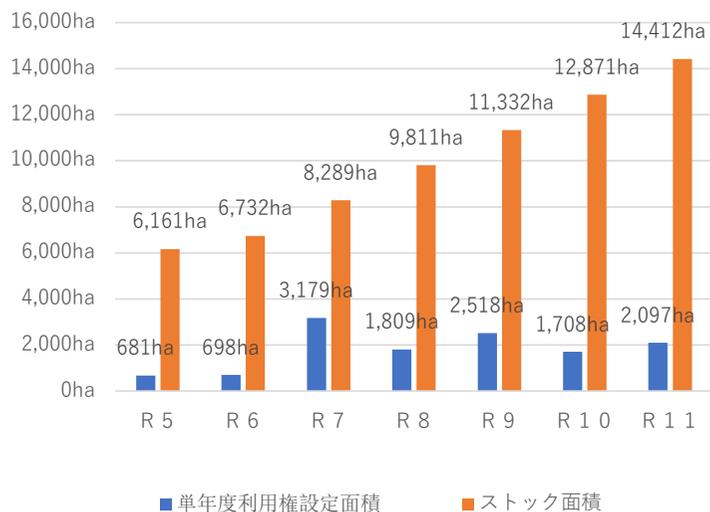
- 農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月1日付け）に伴い、令和7年度以降は、市町相対による農地貸借の更新・新規設定が廃止され、農地中間管理事業の取扱面積や賃料の受払が格段に拡大していく
- これに対応して、農地中間管理機構では市町等との連携強化、業務の効率化に努めていくこととしているが、事業量の増加や対応する職員の増員に伴う事業費の大幅な増加が見込まれる
- 一方、国では、中間管理事業の補助金の今後の増額は厳しい見込みである
- このまま何ら対策を講じなければ本業務に関わる契約管理業務の持続的な運営に支障を及ぼすとともに、農地中間管理機構ひいては県から機構としての指定を受けている県農業公社の健全な経営が維持できなくなるおそれがある
- このため、農地中間管理機構では、独自の財源を確保するため、利用者から手数料の負担をお願いする必要がある
- なお、全国的には10道県で手数料を徴収している

参考1 中間管理事業に係る業務量の見通し

区分	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
単年度利用権設定面積	681ha	698ha	3,179ha	1,809ha	2,518ha	1,708ha	2,097ha
ストック面積	6,161ha	6,732ha	8,289ha	9,811ha	11,332ha	12,871ha	14,412ha
賃料	825百万円	937百万円	1,154百万円	1,366百万円	1,574百万円	1,786百万円	1,998百万円

- R7年度以降は、市町相対による農地貸借の更新・新規設定が廃止され、農地中間管理事業へ統合一本化されることに伴い中間管理機構の取扱面積や賃料の受払が大幅に拡大していく見通しである
- そのことにより、毎年の利用権設定手続きや、データ管理、賃料の受払など農地中間管理機構の業務も数年から10年後には3～4倍に拡大していくことが予想される

利用権設定面積とストック面積の推移見込



※参考
◆賃料

R4
771百万円
約2.6倍

R11
1,998百万円

○H26～R4平均単年度利用権設定面積 約680ha/年
→R6～R11 平均設定面積 約2,000ha/年 (約2.9倍)

○R4末 ストック面積 5,539ha
→R11末 ストック面積 14,412ha (約2.6倍)

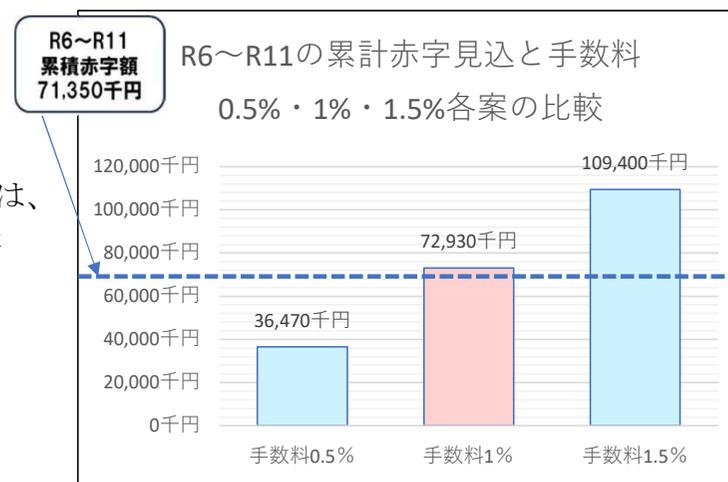
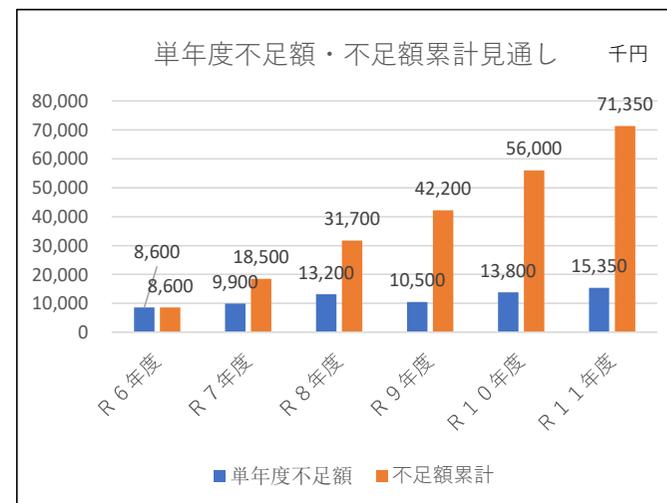
2.農地中間管理事業の手数料の算定基礎

(1)令和6年度以降の赤字想定額

- 業務量の大幅な拡大に備えて必要な体制整備（職員増員[2名]、貸借管理システム大幅改修等）のため、単年度事業費が段階的に増加する
- 国・県補助金は今後の増額が非常に厳しい見込であり、財源がこのままの状況で推移すれば令和11年度末には、約71百万円の累積赤字が発生する見込みである

(2)手数料徴収のシミュレーション

- 農地利用円滑化事業から農地中間管理事業への契約の移行等に農地中間管理事業の令和6～11年度の累積赤字を令和7～11年度で解消することとしてシミュレーションを行った
- シミュレーションの前提として取扱い面積を ●中間管理事業の既設定分の更新契約分 ●新規契約分 ●市町相対による利用権設定から農地中間管理事業への契約の移行 ●JA円滑化による面積の合計を対象に算定した
- また手数料率については、他県の実施状況を参考にして受け手・出し手の双方からそれぞれ①0.5% ②1.0% ③1.5%の3種類でシミュレーションし比較検討した。その結果は、手数料収入の累計額がそれぞれ①3千6百万円 ②7千3百万円 ③1億9百万円となり赤字累計額（7千1百万円）に最も近くなるのは1.0%の場合という結果になった。このため、手数料率は令和11年度末までの赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する1.0%が適当であるとして設定した
- なお、令和12年度以降の手数料率は、機構の経営状況等を踏まえ、再検討を行うものとする



(3) 手数料の徴収方法・率等の設定

① 手数料導入の時期

R7年4月以降に、農地中間管理事業により貸借の決定公告をするものを対象とする。

② 出し手・受け手双方からの徴収

「受け手」・「出し手」の双方からそれぞれ賃料に一定の手数料率(1%)を乗じた手数料等(100円未満切り捨て・消費税は外税)を毎年、賃料の受払時(毎年原則受け手は12月10日、出し手は12月25日)に徴収することし、「受け手」については、手数料を加えた額を引き落とし、「出し手」については、手数料を差引して振り込むものとする(使用貸借・物納については、手数料の対象としない)

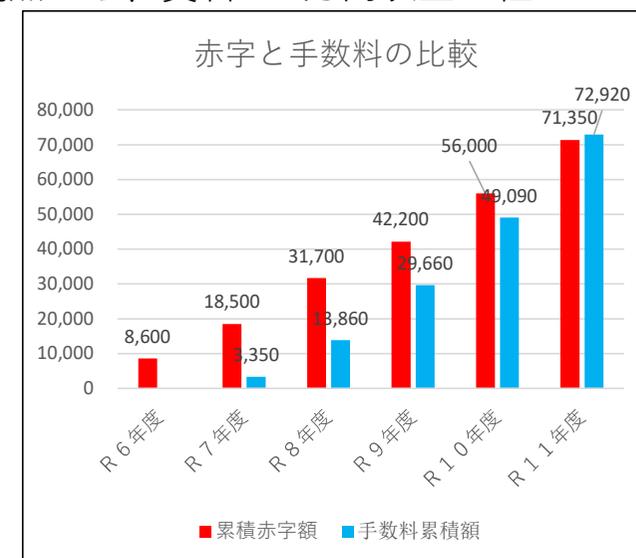
③ 受け手からの上限額の設定

「受け手」に対しては地域の農地を適切に経営していく担い手の育成支援の観点から、賃料500万円以上の経営体については、賃料500万円相当の手数料を上限として据え置くものとする

(4) 手数料と事業費赤字の推移の見通し

○ 手数料を賃料の1%としてシミュレーションするとR11年度に累積赤字額に、手数料の累積額が追いつく見込みとなる

○ 令和12年度以降の手数料率等については、農業公社の経営状況等を踏まえ再検討を行うこととする



参考資料（補足説明）

- 組織強化増員について
- 九州各県公社との比較
- 財源確保としての手数料の検討経過
- 他県の手数料に関する状況
- 佐賀県農地中間管理機構のR5収支と今後の支出見込
- R6国予算の概算決定

1. 佐賀県農地中間管理機構の体制強化の方向

～安心して生産者の皆さんが農地中間管理事業を利用していただくために～
 中間管理事業担当の増員

○法改正に伴い令和7年度から農地中間管理事業である農業公社の役割が増大
 ・地域計画に基づきすべての農地貸借の手続きが農業公社（農地中間管理機構）で処理することが法律に位置付け
 ・市町では「地域計画」を令和6年度末までに策定することとされており、令和7年度から全県的な制度運用がスタート
 ・この制度の見直しに伴い農業公社で取り扱う貸借面積が増大し、事務量が劇的に増大

①ストック面積ベース

・現在の5,539ha（R4）から17,000ha（現在の県全体の利用権設定面積）に順次、移行
 ・農家の高齢化に伴い、利用権設定面積は確実に増加し、公社のストック面積は増加（約20,000ha水準）

②毎年の契約更新面積ベース

公社ストックの更新分と新たに移行してくる分を平均契約年数6年で試算すると、毎年約2,000ha以上の更新手続きを実施（現在の体制で処理している更新面積MAXは1,400ha程度）
 ※特に令和7年度には面積3,100haの手続き見込み

③賃料ベース

1) 賃料対象件数、金額の増加に伴い、公社の事務量が増大

◆現在：5,141ha（物納・使用貸借除く）

受け手：900人→出し手：6,390人 7.7億円の受払処理

※使用貸借を含めると

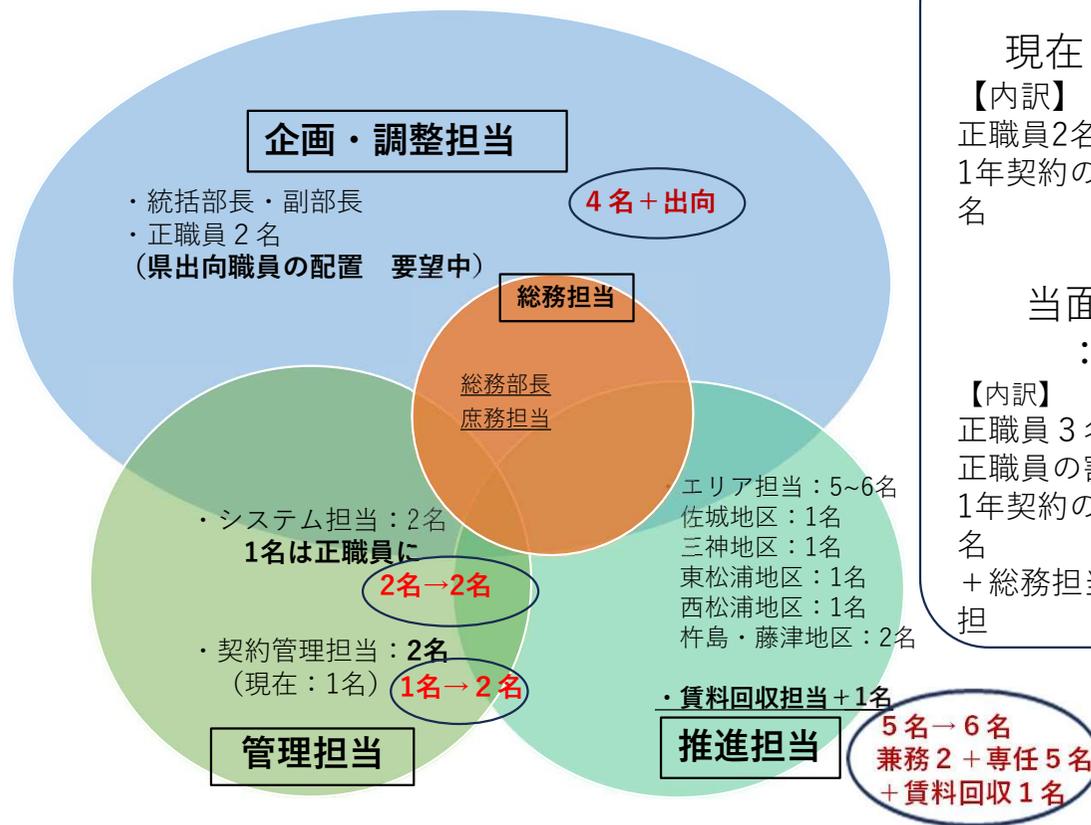
受け手1,144人→出し手7,288人 /面積5,538ha

◆将来：20,000ha

受け手：3,400人→出し手：24,200人 25～30億円の受払処理

※今後、賃料水準は下落することが見込まれる

2) 賃料未収金の回収業務が確実に増大する。



現在：12名
 【内訳】
 正職員2名
 1年契約の嘱託職員10名

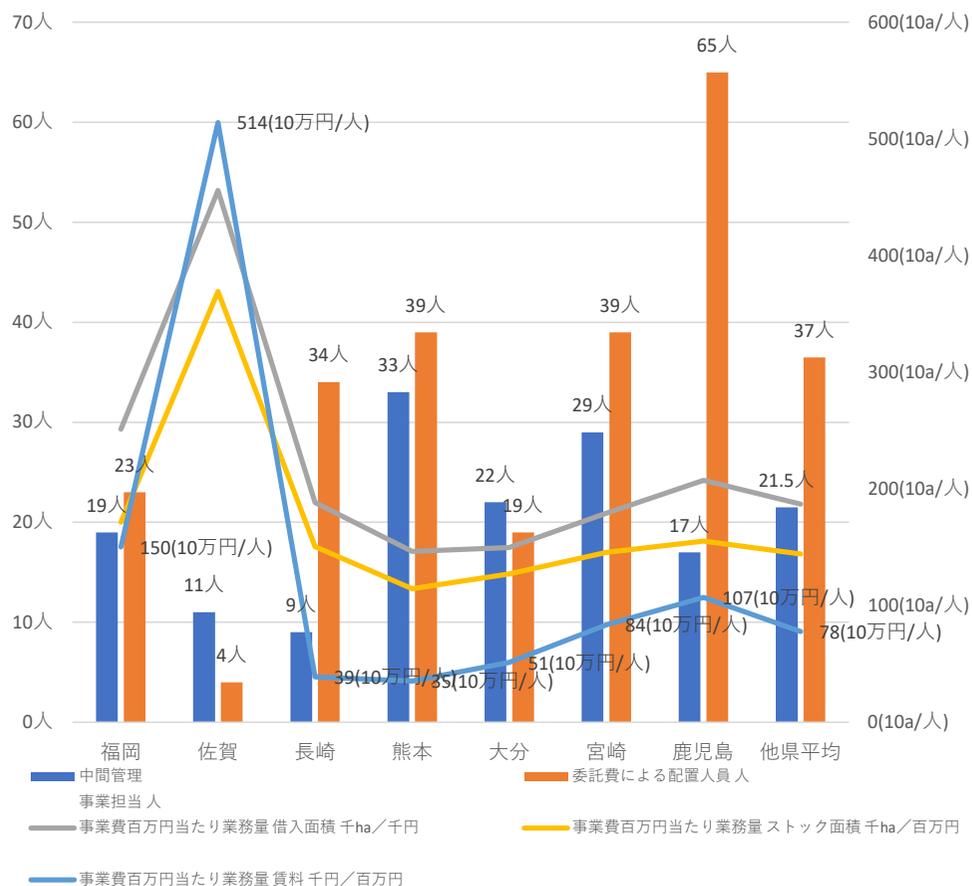
↓
 当面の強化
 ：14名

【内訳】
 正職員3名（本来なら
 正職員の割合を増加）
 1年契約の嘱託職員11名
 +総務担当の応分の負担

2. 佐賀県農業公社の業務効率化の状況 九州県との比較

～これまでも人件費を削減し努力～

九州各県公社の中間管理事業職員数と1人当たり業務量の比較



- ・佐賀県農業公社では、市町・農委との連携強化や業務の効率化に努めてきた結果中間管理事業に係る九州各県平均職員数（公社職員＋市町等委託職員数）の58人に対し佐賀県は、15名と26%での対応となっている。
- ・一人当たりの業務量としては、利用権設定面積・ストック面積・賃料当たりで算定しても九州平均の2.4倍～6.6倍となっている。

*他県では、公社職員の内、推進員6～18名を県現地機関に配置し、市町・JAに常駐する市町・JA委託費による相談員23～65名と連携しながら利用権設定等の事務に対応している

*本県では、公社推進員7名（本所3＋現地駐在所2：その他本所他業務兼務2）は、委託先の推進員が設置されている2市町以外は、直接市町農委や出し手・受け手からの相談に応じる形で利用権設定の事務に対応しており、1人当たりの負担は大きい

3. 手数料の徴収

事業費の財源不足については、

- ① 公社の経営安定資金の取り崩し、資金の借り入れ
 - ・・・ R5年度から当面はやむを得ないが、赤字が続けば資金が枯渇する恐れがある
 - ② 国・県への補助拡大のはたらきかけ
 - ・・・ 現在も継続して働きかけを実施中。
農林水産省からは現時点では補助額アップは厳しいとのこと
関係者からも公社の厳しい運営状況を伝達してほしい
 - ③ 事業費の更なる削減
 - ・・・ 事業費の7割近くが人件費であり、今後の事業量の増加を考慮すると厳しい
 - ④ 手数料等の徴収
 - ・・・ 全国的に見るとすでに10県等公社で実施
- ・・・ 総合的に検討すると手数料の徴収をお願いすることとしたい

《参考》

他県の手数料に関する状況（全協調べ）

◆現在手数料徴収県

- ・徴収中 8（北海道・青森・岩手・宮城・秋田・福島・静岡・新潟）
*保証金という名目で 2（山梨・京都）
令和7年度から徴収 1（山形）

※現時点では九州では本県以外検討されていない

◆手数料の徴収額

- ・賃料の1%[毎年] 5（北海道・岩手・宮城・福島・静岡）
- ・賃料の0.5%[毎年] 2（青森・新潟）
- ・定額 5千円/件[契約時初回のみ] 1（秋田）

◆手数料の徴収対象

- ・出し手のみ 1（秋田）
- ・出し手・受け手双方 7（北海道・青森・岩手・宮城・福島・静岡・新潟）

佐賀県農地中間管理機構の運営状況（R5年度の収支と今後の支出見込）

